

別表十一(一の二)

8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十一(一の二) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時に租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます) 10/1,000 (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含みます) 8/1,000 (3) 金融及び保険業 3/1,000

(5) 割賦販売法に規定する割賦販売小売業及び割賦購入あつせん業 13/1,000 (5) その他の事業 6/1,000

当期繰入額	1	円	平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用	10	有・無
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(26の計)	2		前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	11	円
貸倒実績率(19)	3		(11)	12	
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(28の計)	4	円	前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	13	円
法定の繰入率	5	1,000	令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	14	
繰入限度額((2)×(3)又は(4)×(5))	6	円	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	15	
経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額(6)×(25%、50%又は75%)	7		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	16	
公益法人等・協同組合等の繰入限度額(6)× $\frac{112}{100}$	8		益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	17	
繰入限度超過額(1)-(6)、(7)又は(8))	9		貸倒れによる損失の額等の合計額(13)+(14)+(15)-(16)	18	
			算	17)× $\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	19
			貸倒実績率(18)/(12)		

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみられる額及び貸倒否認額	(20)のうち税務上貸倒れがあつたものとみられる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた売掛債権等の額及び非適格併合により法人等に移転する債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額(20)+(21)-(22)-(23)-(24)-(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額(26)-(27)
	20	21	22	8欄	24	25	26	27	28
	円	円	円						
計									

中小連結法人等の貸倒引当金の特例を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の59第3項」
 ②区分番号に、「10380」
 ③適用額欄に、当該別表十一(一の二)8欄の金額(円単位)を記載してください。

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合(30)/(29)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額(26の計)×(31)	32	円